

平成26年10月27日

「解体工事業」の新設に係る取扱いについて

平成26年6月4日に建設業法の一部が改正され、現行の建設業法において「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立し、許可に係る業種区分に『解体工事業』が新設されます。

施行日は、「公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日」からとなっており、施行日以降は、解体工事業を営む者については、解体工事業の許可が必要となります。

(※経過措置：施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能)

上記改正に伴いまして、現在、国において『解体工事業』に係る技術者の資格要件、実務経験の算定方法等についての検討がなされているところであるため、本市の建設工事入札参加資格者名簿における『解体工事業』の取扱いについては、現在のところ未定です。

本市の取扱いにつきましては、現在、国において進められております『解体工事業』の許可に係る詳細な内容が明らかになった後、これを定め、本ホームページ上でお知らせすることとしております。